計画に係る方針

本計画は、県の予防計画に即して作成するが、予防計画作成の手引きで必須項目となっているもの、感染症法や国の基本指針において保健所設置市の 役割となっているものを基本として記載している。

<節>	市の記載項目		<項>
第1 感染症対策の基本的な 考え方	0	1	感染症施策に係る事前対応型行政の構築
	0	2	市民一人ひとりに対する感染症の予防及び治療に 重点を置いた対策
	0	3	感染症患者等の人権の尊重
	0	4	感染症危機管理体制の確立
	0	5	保健所設置市の果たすべき役割
		6	市町村の果たすべき役割
	0	7	市民の果たすべき役割
	0	8	医師等医療関係者の果たすべき役割
	0	9	獣医師等獣医療関係者及び動物取扱業者の果たす べき役割
	0	10	施設等の管理者の果たすべき役割
		11	感染症の予防又はまん延防止のための総合調整 及び指示の方針
	0	12	予防接種の推進
	0	13	感染症を取り巻く状況に即した本計画の再検討
	0	1	感染症の発生の予防のための施策の考え方
第 2 感染症の発生の予防の ための施策		2	感染症発生動向調査
		3	結核に係る定期の健康診断
		4	食品保健対策及び環境衛生対策との連携
		5	市における関係部局の連携や医師会等の医療関係 団体との連携
		6	保健所の役割と衛生環境研究所との連携
		7	検疫所との連携
		8	感染症の予防に関する保健所の体制の確保
第3 感染症のまん延防止の ための施策	0	1	感染症のまん延防止のための施策の考え方
		2	検体の採取、健康診断、就業制限及び入院等の 措置
		3	感染症の診査に関する協議会
		4	消毒その他の措置
		5	積極的疫学調査
		6	新型インフルエンザ等感染症等発生時の対応
		7	食品保健対策及び環境衛生対策との連携
		8	市における関係部局の連携や医師会等の関係団体 との連携
		9	検疫所との連携
		10	個人防護具等の確保

		1 感染症に係る医療の提供の考え方
		2 第一種及び第二種感染症指定医療機関の整備
		3 機能・役割に応じた新型インフルエンザ等感染症等
第4	_	対応に係る協定の締結
地域における感染症に 係る医療を提供する体制 の確保	0	4 円滑な入院調整体制の構築
		5 宿泊療養施設の確保
	0	6 外出自粛対象者及び濃厚接触者の療養生活の環境整備
	0	7 感染症の患者の移送のための体制
	0	8 一般の医療機関における平時及び患者発生時の医療 提供
第 5 緊急時における対応	0	1 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延防止 並びに医療の提供 2 緊急時における国及び県との連絡・連携体制
		3 緊急時における他の都道府県との連絡・連携体制
		4 緊急時における他の市町村との連絡・連携体制
		5 緊急時における医療関係団体との連絡・連携体制
		6 緊急時における情報提供
第6 感染症の病原体等の検査の 実施体制及び検査能力の 向上の推進	0	
第7 情報収集、調査及び研究、 人材の養成及び資質の向上 並びに知識の普及及び感染 症の患者等の人権の尊重		1 感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び 研究
	0	2 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上
	0	3 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の 患者等の人権の尊重
第8 その他感染症の予防の 推進に必要な施策	0	1 病院、診療所、高齢者福祉施設等の施設内感染の防止
		2 災害時の防疫
		3 動物由来感染症の予防
		4 外国人に対する適用
		5 薬剤耐性対策
第 9 感染症に係る医療を提供す		1 医療提供体制の確保に係る目標
		(1) 医療措置協定締結医療機関(入院)の確保病床数
		(2) 医療措置協定締結医療機関(発熱外来)の機関数 (3) 医療措置協定締結医療機関(自宅療養者等への
		医療の提供)の機関数
る体制の確保その他感染症		(4) 医療措置協定締結医療機関(後方支援)の機関数
の発生を予防し、又はその		(5) 医療措置協定締結医療機関(人材派遣)の確保 人数
の発生を予防し、大はその まん延を防止するための措 置に必要なものとして厚生 労働省令で定める体制の確 保に係る目標その他感染症 の予防の推進に必要な施策		(6) 医療措置協定に基づき個人防護具の備蓄を十分に 行う医療機関の数
		2 その他の目標
	0	(1)検査の実施件数(実施能力)、検査設備の整備数
		(2)協定締結宿泊施設の確保居室数
	0	(3) 医療関係者や保健所職員等の研修・訓練回数